

令和 7 年度「刑務所出所者等職場定着支援事業」概要

事業名	令和7年度 刑務所出所者等職場定着支援事業
事業目的	名古屋保護観察所が実施する更生保護就労支援事業(以下「国事業」という。)の対象者のうち、保護観察及び更生緊急保護の期間が終了した者及び協力雇用主に対して、面談等の支援を引き継いで実施することにより、対象者の職場定着を図る。 また、定着支援期間中に離職した者に対しては、適切なフォローアップを実施することで安定的な生活を維持させ、再犯防止に繋げる。
委託先	特定非営利活動法人 愛知県就労支援事業者機構
委託期間	令和7年4月1日から令和8年3月 31 日まで
事業内容	(1)刑務所出所者等への職場定着支援業務 ① 対象者 愛知県内に居住する刑務所出所者等のうち、協力雇用主等に雇用され、保護観察又は更生緊急保護の期間終了に伴い、国事業による支援が終了した者。 ② 職場定着支援の実施 ア 支援期間 原則、国事業による支援終了日の翌日から起算して3か月とする。但し、必要に応じて更に3か月まで延長することができる。 イ 支援の内容 ・月1回以上の面談等を行い、雇用継続に係る課題への対処や就労意欲の維持・喚起等、職場定着に向けたフォローアップ支援を実施する。 ・初回の面談時に支援計画を策定する。 ・支援期間中に離職した対象者に対して、適切なフォローアップを実施する。 ・支援終了時に支援内容に対する意見を徴収すること。 ウ 対象者数及び支援回数 対象者数 50 名程度 支援回数 120 回程度 (2)協力雇用主等への支援業務 ① 対象者 上記(1)①の対象者を雇用する協力雇用主等であり、当該事業の支援に同意している者。 ② 支援の実施 ア 相談対応等の実施 (ア)支援期間 原則、国事業による支援終了日の翌日から起算して3か月とする。但し、必要に応じて更に3か月まで延長することができる。 (イ)支援の内容 ・月 1 回以上の面談等を行い、被雇用者の問題行動や就労意欲の維持に係る対応方法など、雇用継続にあたり必要な助言及び情報提供を行う。 ・被雇用者との間に生じた法律的な問題に対応可能な弁護士や社会保険の手続き等の相談対応が可能な社会保険労務士に関する情報を提供する。

	・支援終了時に支援内容に対する意見を徴収すること。 ・支援終了 3 ヶ月経過後に、電話等で支援対象者の就業状況を(継続又は離職)を確認すること。 (ウ)支援回数 120 回程度 イ 情報交換会議の開催 刑務所出所者等の雇用に係る情報や経験を共有し、協力雇用主の相互ネットワークを構築するための情報交換会議を開催する。 (ア)開催回数等 3回(各回 20 人程度) (3)愛知県就労支援連絡会議の開催 本事業を円滑に推進する観点から、職業安定機関、更生保護機関、協力雇用主会等を構成員として、関係機関と連携を図り、事業に係る協議を目的とする「愛知県就労支援連絡会議」を開催する。 ア 開催回数 2回(各回 10 名程度) イ 構成員 職業安定機関、更生保護機関、協力雇用主会、保護司会連合会、弁護士会、住宅確保支援機関、薬物依存支援機関、社会保険労務士会
--	---

(参考) 事業イメージ図

